

2025年 4 月

投資家の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「L O S A長期保有型国際分散インデックスファンド」
の投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「L O S A長期保有型国際分散インデックスファンド」（以下、「当ファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

【変更の内容及び理由】

（１）委託者の変更

ファンドの委託者である弊社は2025年 9 月末を目途に事業を終了することを予定しているため、委託者を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」（以下、「アセットマネジメントOne」といいます。）に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、投資信託約款を変更させていただく予定となりました。

変更後に委託者となる予定のアセットマネジメントOneの概要は以下の通りです。 ※2024年9月末現在

- アセットマネジメントOneは、国内の個人投資家、金融機関や年金などの機関投資家を中心とした幅広い投資家層向けに資金の運用を行なっている、わが国有数の運用会社のひとつです。

所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

資本金：20億円

従業員数：917名

運用資産残高：約70兆円

これに伴い、ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（２）その他の変更

ファンドの取得・一部解約の申込みへの対応として、やむを得ない事情が発生した場合に、一度販売会社で受け付けたファンドの取得・一部解約の申込みを委託者が取り消すことができる旨を追加いたします。これは、市場機能の停止など不測の事態が発生した際における受益者間の公正を期すための対応となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、現状ファンドで負担することが可能となっている各種書類の印刷、作成等に伴う費用について委託者負担とすべく、関連する条項を削除する変更を行ないます。

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表(案)」をご参照ください。

【変更予定日及び変更適用予定日】

上記の投資信託約款変更は、2025年6月13日で行い、2025年8月12日より適用する予定です。

2025年4月30日現在の受益者の方は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

この投資信託約款変更に係る書面による決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り2025年8月12日を適用日として投資信託約款の変更を行ないます。

なお、上記の議決権数による賛成が得られずこの投資信託約款変更の決議が否決された場合は、投資信託約款の変更を行ないません。この場合、投資信託約款の変更を行なわない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。ただし、その場合、弊社の事業終了日が確定した段階で、投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託約款の規定に準じて、ファンドは信託の終了（償還）に向けた手続きを進めることとなります。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

敬具

投資信託約款の変更に係る新旧対照表（案）

（変更日：2025年6月13日 変更適用日：2025年8月12日）

変更部分は、_____（下線）で表示してあります。

新	旧
（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④（省 略） （受益権の申込単位および価額） 第13条（省 略） ②～⑤（省 略） ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること<u>およびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。</u> （信託事務等の諸費用） 第34条（省 略） ② 前項に定める諸費用のほか、<u>信託財産の財務諸表の監査に要する費用</u>（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 （削 除） （削 除）	（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④（同 左） （受益権の申込単位および価額） 第13条（同 左） ②～⑤（同 左） ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。 （信託事務等の諸費用） 第34条（同 左） ② 前項に定める諸費用のほか、<u>以下の諸費用</u>（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 <u>1. 有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用</u> <u>2. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）</u> <u>3. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）</u> <u>4. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用</u> <u>5. 信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用</u> ③ <u>委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。</u> ④ <u>前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。こ</u>

当ページは目論見書の内容ではありません。

新	旧
(削 除) ③ 前項の諸費用は、第35条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。 (信託契約の一部解約) 第40条 (省 略) ②～④ (省 略) ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができます。 ⑥ (省 略) (公告) 第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/ ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載します。	<u>の場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。</u> ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、<u>信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第32条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。</u> ⑥ 諸費用は、第35条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。 (信託契約の一部解約) 第40条 (同 左) ②～④ (同 左) ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥ (同 左) (公告) 第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>公告アドレス</u> https://www.paypay-am.co.jp/notification/ ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>官報</u>に掲載します。

LOSA

Lifestyles Of Smart Aging

LOSA 長期保有型国際分散インデックスファンド

愛称: **LOSA 投資の王道**

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書
(交付目論見書)
2025年3月5日

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資 信託証券(資産複 合(株式、債券、 不動産投信)資産 配分固定型))	年1回	グローバル (日本含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■この目論見書により行なう「LOSA長期保有型国際分散インデックスファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月4日に関東財務局長に提出しており、2025年3月5日にその届出の効力が生じております。

■商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■投資信託の財産は、受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●委託会社【ファンドの運用の指図を行なう者】

PayPay アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第387号

設立年月日:2004年5月12日

資本金:420百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,445億円

(資本金・純資産総額は、2024年12月末日現在)

委託会社の照会先

・照会ダイヤル **0120-580446**

(営業日の9:00~17:00)

・ホームページ <https://www.paypay-am.co.jp>

●受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行なう者】

みずほ信託銀行株式会社



PayPay アセットマネジメント株式会社

1. ファンドの目的・特色



ファンドの目的

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの特色

1. 世界各国の様々な資産に分散投資を行ないます。

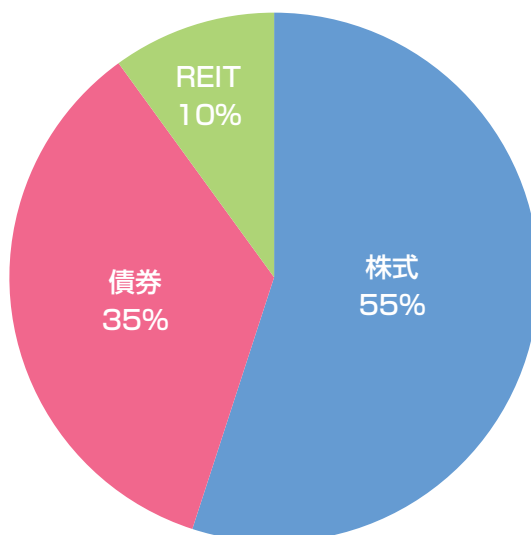
- 主として、米国のバンガードが設定するインデックス型の投資信託証券^{*}に投資を行ない、実質的に世界各国の様々な資産（以下、「実質的な投資対象資産」という場合があります。）に分散投資を行ないます。

※インデックス型の投資信託証券とは、各種指数に連動する運用成果を目指す投資信託証券をいい、当ファンドにおいては、追加的記載事項に定める投資信託証券に限るものとします。バンガードの概要につきましても追加的記載事項をご参照ください。

※追加的記載事項に定める投資信託証券は、実質的な投資対象資産の期待収益率等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

- 実質的な投資対象資産は、日本株式、米国株式、欧州株式、アジア太平洋地域（日本を除く）の株式、新興国株式、日本債券、米国債券、米国短期インフレ連動国債、欧州（ユーロ圏）債券、新興国債券、米国の不動産投資信託証券（REIT（不動産関連企業の株式を含む））、世界（米国を除く）のREIT（不動産関連企業の株式を含む）とします。資産配分は、信託財産の純資産総額に対し株式55%、債券35%、REIT10%を目安とします。

<資産配分の目安>



※上記の資産配分の目安は今後変更となる場合があります。

- 実質的な投資対象資産の期待収益率やリスク水準、投資環境等を勘案した上で投資信託証券の選定及び組入比率の決定を行ないます。

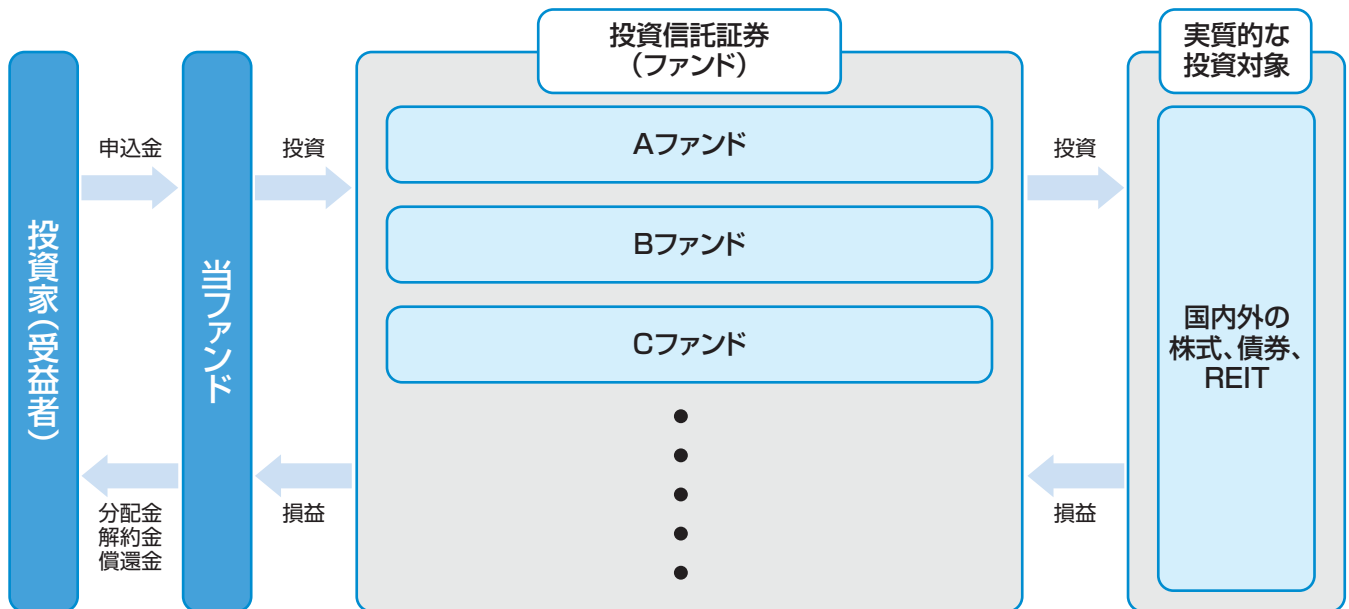
1. ファンドの目的・特色



当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とする投資信託をいいます。
当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券、REITに投資を行ないます。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行ないません。
- ③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④デリバティブの直接利用は行ないません。

分配方針

- ①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク



基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<主な変動要因>

株 価 変 動 リ ス ク	一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
金 利 変 動（公 社 債 等 の 価 格 変 動）リ ス ク	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。当ファンドが実質的に組入れている公社債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。また、インフレ連動債の価格は、一般に物価上昇時に上昇し、物価下落時に下落する傾向があります。当ファンドが実質的に組入れているインフレ連動債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
REITの価格変動リスク	REITの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、各種規制等の変更、災害等の要因、REITの財務状況や業績等の影響を受け変動します。当ファンドが実質的に組入れているREITの価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
流 動 性 リ ス ク	市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。
信 用 リ ス ク	株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。
カントリー・リスク	発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。
為 替 リ ス ク	外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。また、流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

2. 投資リスク



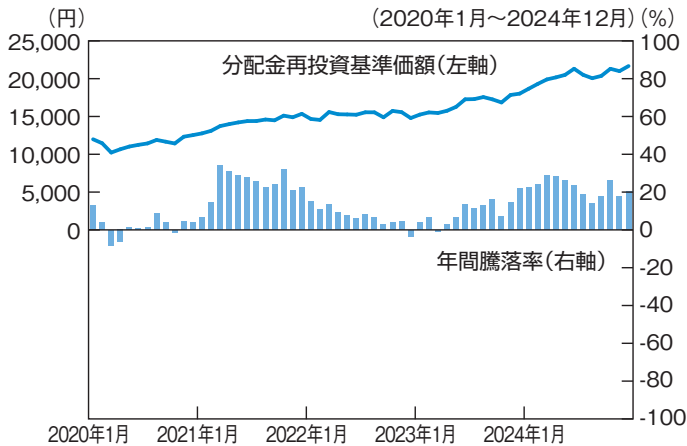
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

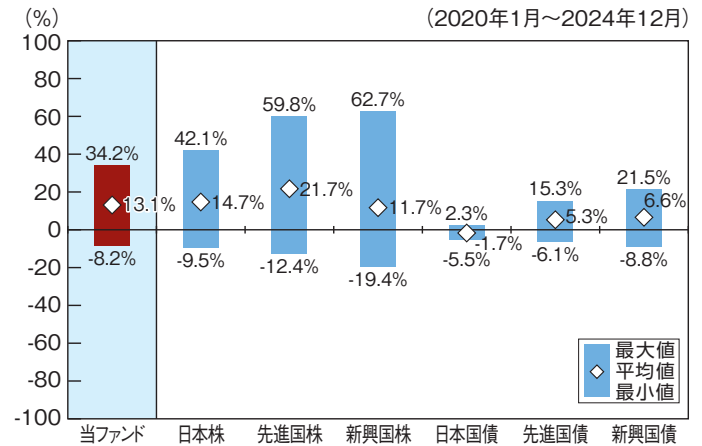
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

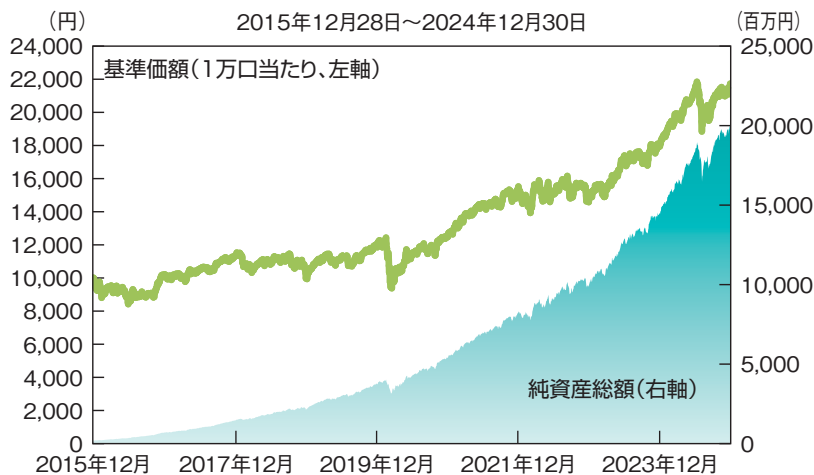
指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

3. 運用実績

データは2024年12月末日現在



基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第5期(2020年12月7日)	0円
第6期(2021年12月6日)	0円
第7期(2022年12月5日)	0円
第8期(2023年12月5日)	0円
第9期(2024年12月5日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	21,665円
純資産総額	20,109百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

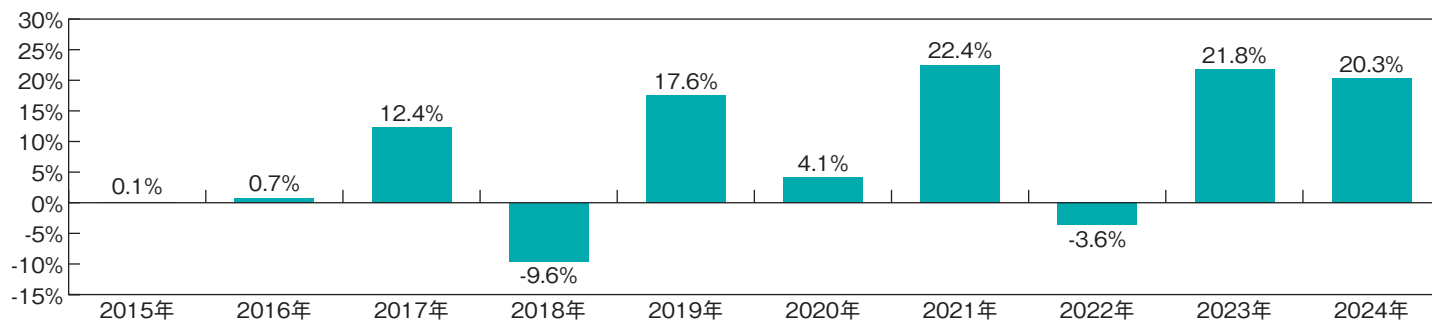
資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	76.3
投資証券	22.6
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.1
合計(純資産総額)	100.0

◆組入銘柄の状況

	銘柄名	国・地域	比率(%)
1	バンガード・S&P500-ETF	アメリカ	24.3
2	バンガード・FTSEヨーロッパ-ETF	アメリカ	12.1
3	バンガード・ショートタームインフレーションプロテクテッドセキュリティーズ-ETF	アメリカ	9.9
4	バンガード・ユーロガバメントボンド・インデックスファンド	アイルランド	9.9
5	バンガード・ジャパンストック・インデックスファンド	アイルランド	9.8
6	バンガード・トータルボンドマーケット-ETF	アメリカ	9.8
7	バンガード・FTSEエマージングマーケット-ETF	アメリカ	7.2
8	バンガード・リアルエステイト-ETF	アメリカ	6.5
9	バンガード・リアルエステイト(米国を除く)-ETF	アメリカ	3.5
10	バンガード・エマージングマーケットツガバメントボンド-ETF	アメリカ	3.0

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2015年は設定日(2015年12月28日)から年末までの騰落率、2024年は2024年12月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等



お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金代金は、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2025年3月5日から2026年3月4日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	購入・換金の申込日が以下の日と同日の場合は、原則として購入・換金の申込みを受付けないものとします。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・アイルランドの銀行の休業日 ・アイリッシュ証券取引所の休業日
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信 託 期 間	無期限です（2015年12月28日当初設定）。
繰 上 償 還	受益権の口数が10億口を下ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則として、毎年12月5日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。販売会社との契約により再投資が可能となります。
信 託 金 の 限 度 額	信託金の限度額は、1兆円とします。
公 告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス https://www.paypay-am.co.jp/notification/
運 用 報 告 書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等



ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5335%(税抜年0.485%)の率を乗じて得た額です。		
	委託会社、販売会社、受託会社間の配分等については次のとおりです。		
		配分等	役務の内容等
	委託会社	年0.13%(税抜)	資金の運用の対価
	販売会社	年0.325%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする 投資信託証券	年0.08%程度	投資対象とする投資信託証券における運用管理費用等(概算)です。	
	実質的な負担	年0.6135%程度(税込)	信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等(概算)を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。
上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。			
その他の 費用・手数料	①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。		
	②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。		
	※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4. 手続・手数料等



(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
0.65%	0.53%	0.12%

※対象期間は2023年12月6日～2024年12月5日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資対象とする投資信託証券にかかる費用が含まれています。

※投資対象とする投資信託証券において、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資対象とする投資信託証券の費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5. 追加的記載事項



投資対象とする投資信託証券について

当ファンドが投資対象とする投資信託証券は次の通りです。各投資信託証券に関する記載内容については、本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。今後、各投資信託証券に関する記載内容が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

1. バンガード・ジャパンストック・インデックスファンド

運用の基本方針	わが国の企業の株式への投資を通じて、MSCIジャパンインデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	わが国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

2. バンガード・S&P500・ETF

運用の基本方針	米国の企業の株式への投資を通じて、S&P500インデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	米国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

3. バンガード・FTSEヨーロッパ・ETF

運用の基本方針	欧州の企業の株式への投資を通じて、FTSEヨーロッパ先進国インデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	欧州の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

4. バンガード・パシフィック（日本を除く）ストック・インデックスファンド

運用の基本方針	アジア太平洋地域（日本を除く）の企業の株式への投資を通じて、MSCIパシフィック（日本を除く）インデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	アジア太平洋地域（日本を除く）の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

5. バンガード・FTSEエマージングマーケット・ETF

運用の基本方針	新興国の企業の株式への投資を通じて、FTSEエマージングマーケット・オールキャップ（中国A株を含む）インデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	新興国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

6. バンガード・ジャパングバメントボンド・インデックスファンド

運用の基本方針	日本の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーグ・ジャパングバメント・フロートアジャステッドボンドインデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	日本の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

5. 追加的記載事項



7. バンガード・トータルボンドマーケット・ETF

運用の基本方針	米国の国債、社債、資産担保証券等への投資を通じて、ブルームバーグ・U.S.アグリゲイト・フロートアジャステッドインデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	米国の国債、社債、資産担保証券等を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

8. バンガード・ショートタームインフレーションプロテクテッドセキュリティーズ・ETF

運用の基本方針	残存期間が5年未満の米国のインフレ連動国債への投資を通じて、ブルームバーグ・U.S.0-5年トレジャリーインフレーションプロテクテッドセキュリティーズインデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	残存期間が5年未満の米国のインフレ連動国債を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

9. バンガード・ユーロガバメントボンド・インデックスファンド

運用の基本方針	欧州（ユーロ圏）の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーグ・ユーロガバメント・フロートアジャステッドボンドインデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	欧州（ユーロ圏）の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

10. バンガード・エマージングマーケットツガバメントボンド・ETF

運用の基本方針	新興国の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーグ・米ドル建てエマージングマーケットツガバメント・RICキャップドインデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	新興国の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

11. バンガード・リアルエステイト・ETF

運用の基本方針	米国のREIT及び不動産関連企業の株式への投資を通じて、MSCI USインバスタブルマーケット・リアルエステイト25/50インデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	米国のREIT及び不動産関連企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

12. バンガード・リアルエステイト（米国を除く）・ETF

運用の基本方針	世界（米国を除く）のREIT及び不動産関連企業の株式への投資を通じて、S&Pグローバル（米国を除く）プロパティインデックスに連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	世界（米国を除く）のREIT及び不動産関連企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

5. 追加的記載事項



【バンガードについて】

創 業	1975年
本 社 所 在 地	米国ペンシルバニア州バレーフォージ
運 用 資 産 額	10.1兆米ドル
フ ァ ン ド 数	428本(グローバル)
従 業 員 数	約20,000人（グローバル）

※運用資産額は2024年9月末日現在、ファンド数は2024年11月末日現在、従業員数は2023年12月末日現在

※上記は、バンガードのデータ・情報を基にPayPayアセットマネジメント株式会社が作成したものです。